

# 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

## 保育所・認定こども園（保育所利用）・地域型保育事業の方

保育所・認定こども園（保育所利用）・地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育事業等）を利用される方はご確認ください。

### 1 2号認定や3号認定として利用する子どもたち

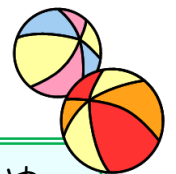


#### 【対象者・保育料】

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。  
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 通園送迎費，行事費，これまで保育料に含まれていた副食費などは，保護者の負担となり，無償化の対象とはなりません。
- ◆ [保護者の市民税所得割額の合計が**57,700円**未満の世帯の子ども] と [同一世帯に小学校就学前までの子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども] については，副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては，市民税非課税世帯のみ保育料が無償化されます。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については，現行制度を継続し，小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし，第2子は半額，第3子以降は無償となります。
- ◆ 18歳未満の子どもを3人以上扶養している場合，3人目以降の子どもの保育料は，呉市独自制度を継続し，申請により3歳になる年度末までは無償となります。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもの主食費・副食費については，これまでどおり保育料の中に主食（ごはん・麺類・パン等）・副食費（おかず・おやつ等）分が含まれますので，新たな保護者の負担はありません。



#### 【無償化の対象となる手続き】



既に保育所，認定こども園（保育所利用）等に入園し，2号認定や3号認定として利用されている方は，新たな手続きは不要です。

保育所，認定こども園（保育所利用），地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育）



<0~2歳児> 市民税非課税世帯のみ  
保育料が無償  
<3~5歳児> 保育料が無償

新たな手続きは不要

# 認定こども園（幼稚園利用）の方

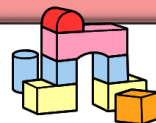
認定こども園（幼稚園利用）を利用される方はご確認ください。

2

## 1号認定子どものうち、保育を必要としない子どもたち



### 【対象者・保育料】



- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 通園送迎費・行事費・主食費・副食費は、保護者の負担となり、無償化の対象とはなりません。
- ◆ [保護者の市民税所得割額の合計が、**77,101円**未満の世帯の子ども] と [同一世帯に小学校3年生までの子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども] については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。



### 【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園（幼稚園利用）に入園し、1号認定として利用されている方は新たな手続きは不要です。

認定こども園（幼稚園利用）、  
公立幼稚園



<満3~5歳児> 保育料が無償

新たな手続きは不要

3

## 1号認定子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち



### 【無償化の対象となる手続き】

預かり保育料が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加え、市から保育が必要であるという[新2号認定]や[新3号認定]を受けることが必要です。

各施設利用者のうち  
共働きなど保育の必要性がある方

<3歳~5歳児>

※ 満3歳児の  
非課税世帯

認定申請書と  
就労証明書等  
を施設へ提出

保育料が無償



預かり保育の  
利用料が無償

認定区分	預かり保育利用料が無償となる要件	預かり保育の利用料が無償となる上限額
新2号認定	3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）の子どもで、保育を必要とする理由（保護者全員が就労等）がある子ども	（1か月当たり） <b>11,300円</b> まで無償
新3号認定	満3歳児（その年の4月1日には2歳で、次の年の3月31日までに3歳の誕生日を迎えた子ども）で保育を必要とする理由があり、かつ市民税非課税世帯の子ども	（1か月当たり） <b>16,300円</b> まで無償

※「満3歳児」の子どもとは、満3歳の誕生日を迎えてから次の3月31日までの間にある子どものことで、預かり保育料無償化の対象外です。（市民税非課税世帯を除く。）

《問い合わせ先》 呉市役所 福祉保健部 子育て施設課（電話：0823-25-3144）

# 主食費・副食費の保護者負担について

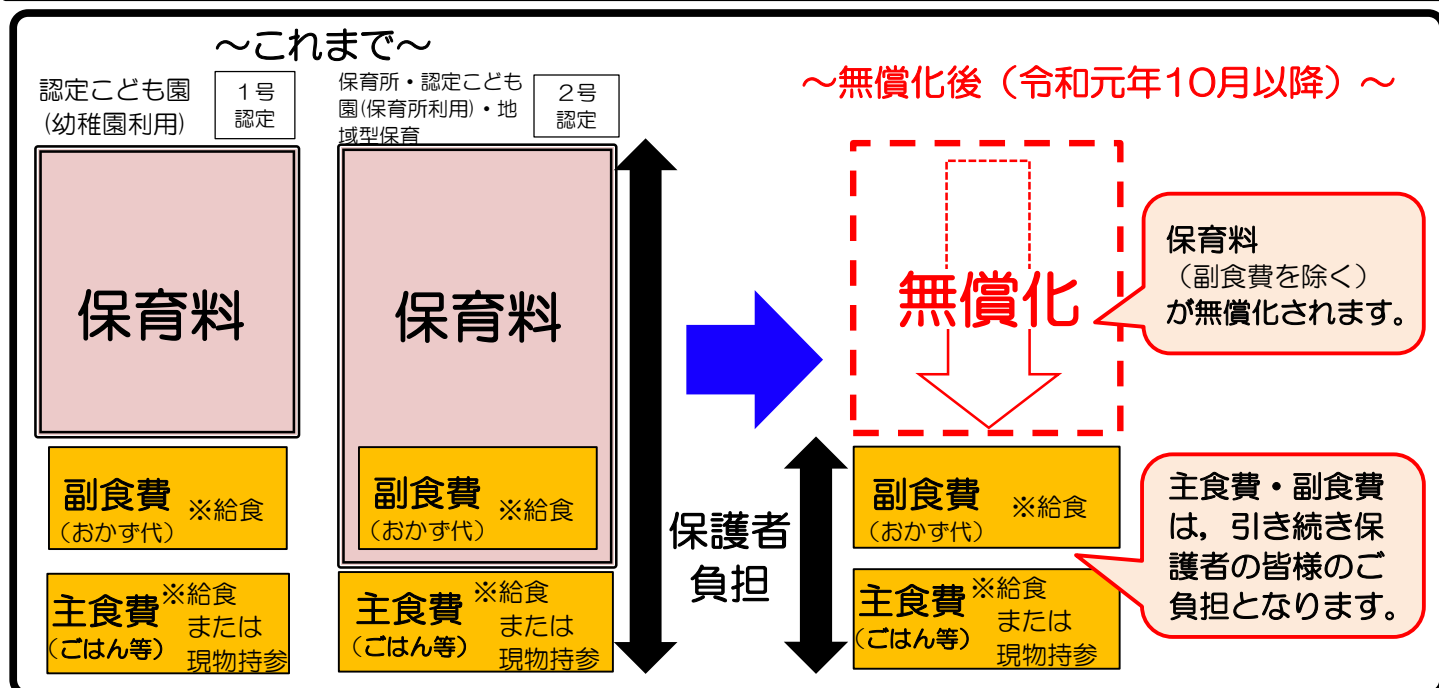
## 保育所・認定こども園（保育所利用）地域型保育事業の方

令和元年10月1日から、3歳児から5歳児の保育料が無償化となりますが、副食費（おかず代・おやつ代等）は無償化となりません。



### 副食費（おかず代・おやつ代）の位置付け

- ◆ 各施設の給食の材料にかかる費用については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。
- ◆ これまでも、保育料の中には副食費（おかず代・おやつ代等）が含まれており、皆様から「保育料の一部」として副食費をご負担いただいております。
- ◆ このため、各施設を利用する子どもの保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。



### 《現在の主食費・副食費について》

- ① 主食（ごはん等）分は、現物持参もしくは、園に直接主食費としてお支払いいただいております。
- ② 副食（おかず）分は、保育料の一部（副食費部分）として、園にお支払い（保

### 《無償化後の主食費・副食費について》

幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については、ひきつづき保護者の皆様にご負担いただくこととなります。

無償化後の、主食費・副食費の支払い方法については、施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

《問い合わせ先》 呉市役所 福祉保健部 子育て施設課（電話：0823-25-3144）